副本部長：事務次官
副本部長：官房長
本 部 員：大臣官房政策立案総括審議官
本 部 員：大臣官房秘書課長
本 部 員：大臣官房人事課長
本 部 員：大臣官房会計課長
本 部 員：大臣官房国際課長
本 部 員：大臣官房施設課長
本 部 員：大臣官房司法法制部長
本 部 員：民事局長
本 部 員：刑事局長
本 部 員：矯正局長
本 部 員：保護局長
本 部 員：人権擁護局長
本 部 員：訟務局長
本 部 員：入国管理局長
本 部 員：法務総合研究所長
本 部 員：その他本部長が指名する者
幹　　事：大臣官房厚生管理官
幹　　事：大臣官房司法法制部司法法制課長
幹　　事：民事局総務課長
幹　　事：刑事局総務課長
幹　　事：矯正局総務課長
幹　　事：保護局総務課長
幹　　事：人権擁護局総務課長
幹　　事：訟務局訟務企画課長
幹　　事：入国管理局総務課長
幹　　事：法務総合研究所総務企画部長
幹　　事：公安審査委員会事務局長
幹　　事：大臣官房付（官房長が指名する者）
幹　　事：大臣官房参事官（予算担当）
幹　　事：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房国際課付（大臣官房国際課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房秘書課広報室長
幹　　事：その他本部長が指名する者

別添２第３の１を次のように改める。

１　法務省対策本部に事務局を置き，次に掲げる事務局長，事務局長補佐，事務局次長及び事務局員により構成する。

事 務 局 長：大臣官房秘書課長
事務局長補佐：大臣官房付（官房長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房参事官（予算担当）
事務局長補佐：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房国際課付（大臣官房国際課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房会計課庁舎管理室長（本省が被災した場合に限る。）
事 務 局 次 長：大臣官房秘書課広報室長
事 務 局 員：大臣官房の秘書課，人事課，会計課，国際課，施設課及び厚生管理官の補佐官，係長，係員等の職員であって，事務局長が指名する者

別図中「大臣官房会計課」の下に「大臣官房国際課」を加える。

外務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく外務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成30年6月29日　　外務大臣　河野　太郎

外務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１の(1)中「外務省事態対策本部」を「外務省緊急対策本部」に改める。

第３章１を次のように改める。

１　外務省緊急対策本部の設置

外務大臣は、政府に緊急対処事態対策本部が設置された場合等、緊急対処事態に緊急に対処する必要があると認めるときには、直ちに、本省に外務大臣を長とする外務省緊急対策本部を設置する。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成30年6月29日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節３(1)２つ目の○の規定中「省対策本部」を「厚生労働省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）」に改める。

第１章第２節１(1)の規定中「及び医政局」を削り、「人工透析医療に係る防災体制を整備する事に関し、」の下に「医政局の協力を得て」を加える。

第１章第２節１(2)の規定中「医政局、健康局及び医薬・生活衛生局」を「健康局」に改め、「必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、」の下に「医政局及び医薬・生活衛生局の協力を得て」を加える。

第１章第３節１(1)の規定中「厚生労働省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）」を「省対策本部」に改める。

第３章第１節の規定中「医療機関」の下に「及び関係行政機関等」を加える。

第４章第３節１(2)４つ目の○の規定中「厚生労働省医政局は」の下に「、医療関係者等に対して」を加え、「研究や教育研修」を「教育研修」に改め、同(2)５つ目の○の規定中「厚生労働省健康局は」の下に「、保健医療関係者に対して」を加え、「研究や教育研修」を「教育研修」に改め、同(2)４つ目の○の前に、「○　厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局は武力攻撃災害時における診断・治療等に関しての研究を推進するものとする。」を加える。

第５章第１節３の規定中「厚生労働省医薬・生活衛生局は」の下に「、関係部局の協力を得て」を加える。

第５章第４節２の規定中「健康局及び医政局」を「健康局」に改め、「受療の確保を図ることに関し、」の下に「医政局の協力を得て」を加える。

第５章第４節３の規定中「及び医政局」を削り、「必要な措置を図ることに関し、」の下に「医政局の協力を得て」を加える。

第７章第１節４の規定中「独立行政法人勤労者退職金共済機構等」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

第７章第３節１の規定中「厚生労働省医政局」の下に「及び医薬・生活衛生局」を加え、「医療機関」を「医療機関等」に改める。